

## 【根拠法令】

### ○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

#### 第五条の三（略）

- 1 0 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 1 1 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

### ○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 277 号）（抄）

（地方債計画等）

- 第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
  - 二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
  - 三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
  - 3 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
  - 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

改正後	改正前
<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、2に掲げる事業の対象となるものを除く。）。</p> <p>〔(一) 略〕</p> <p>(二) 公営企業債</p> <p>〔(1)～(13) 略〕</p> <p>(14) 地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により令和3年度において発生又は拡大する公営企業の資金不足額について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債に取組むものとする。</p> <p>〔(三)～(八) 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>第二 協議団体に係る同意基準</p> <p>〔一 同左〕</p> <p>二 協議に当たったの事業区分</p> <p>1 通常収支分</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔(一) 同左〕</p> <p>(二) 公営企業債</p> <p>〔(1)～(13) 同左〕</p> <p>(14) 地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により令和3年度において発生又は拡大する<u>と見込まれる公営企業の資金不足額</u>について起債を行う場合には、当該公営企業に係る地方債において取り扱うものとする。</p> <p>〔(三)～(八) 同左〕</p> <p>〔2 同左〕</p> <p>〔三 同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	